

2023年2月14日
中部電力ミライズ株式会社

料金単価以外の供給条件の見直し内容

当社は、2023年4月1日より、特定小売供給約款および基本契約要綱（低圧）（以下「基本契約要綱」といいます。）ならびに個別要綱について、料金単価以外に、以下の供給条件の見直しを実施いたします。

【配電事業ライセンスの導入にともない新たに「配電事業者」を規定】

2022年4月より特定の区域において配電事業者が一般送配電事業者の送配電網を活用して系統運用を行うことが可能となったことにともない、「一般送配電事業者」に加え、「配電事業者」が維持および運用する供給設備を介して電気の供給を受けるお客さまにも特定小売供給約款および基本契約要綱ならびに個別要綱を適用するために、配電事業者を規定いたします。

また、一般送配電事業者と配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の違いにより、基本契約要綱および個別要綱とは異なる取扱いが必要となった場合には、お客さまと当社との協議によって定める旨を規定いたします。

【法令の名称変更】

特定小売供給約款および基本契約要綱ならびに個別要綱について、再生可能エネルギー発電促進賦課金に関する法令の名称変更を反映いたします。

また、特定小売供給約款および基本契約要綱について、「日本工業規格」から「日本産業規格」への名称変更を反映いたします。

【民法上の規定にもとづく基本契約要綱および個別要綱の変更】

当社は、民法548条の4（定型約款の変更）にもとづき、基本契約要綱および個別要綱を変更する場合があります。この場合、契約期間途中であっても電気料金その他の供給条件は、変更後の基本契約要綱および個別要綱を適用し、その変更の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせする旨を規定いたします。

【需給契約の単位に関する規定の変更】

特定小売供給約款および基本契約要綱について、託送約款等における需給契約の単位に関する規定の見直しを反映いたします。

【基本契約要綱の準拠法を規定】

基本契約要綱に関する権利義務が、日本法に準拠し、解釈される旨を規定いたします。

【契約期間の変更】

特定小売供給約款における契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、年度単位（満了後は年度自動更新）に変更いたします。

【大型蓄電池が新たに発電設備と位置づけられたことにもなう規定変更】

特定小売供給約款および基本契約要綱について電気事業法施行規則の一部改正にもない、蓄電池を発電設備の規定に追加いたします。

【不在等により検針できなかった場合等における規定の変更】

特定小売供給約款および基本契約要綱について不在等により検針できなかった場合等における使用電力量の協定について、託送約款等と同様の取扱いといたします。

【指定区域供給制度にもなう契約期間の終期の規定】

2022年4月より事業者の申請にもとづき国が指定した区域を主要系統から切り離して独立系統化し、一般送配電事業者が系統運用と小売供給を一体的に行う仕組みである指定区域供給制度が電気事業に位置付けられました。当該指定区域に該当するお客さまが特定小売供給約款の適用を受けている場合は、一般送配電事業者による離島等供給約款にもとづく契約への移行が必要となるため、契約期間の終期に係る規定を追加いたします。

以 上